

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

役場に自家用車で
 来られた方は消防
 車庫前、公用車々
 庫前に駐車しないで
 下さい。

第一回定例議会はじまる

一般会計 補正予算 八七〇万円

円

議案第八号
 遠賀町土地取得特別会計条例制定
 議案第九号
 昭和四十四年度遠賀町一般会計補正

予算

遠賀町第一回定例議会は去る一月三〇日に招集され二月一〇日まで会期二日間にあつて次の議案が審議されます。(一月三十一日現在)

議案第一号

昭和四十三年度遠賀町一般会計及び特別会計決算認定(水道会計を除く)

地方自治法第二三三条の三の規定に基づいて議会の認定に付するものであり、その内容については三月号に記載します。

議案第二号

遠賀町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 議長四万一千円を四万五千円に
 副議長三万六千円を四万円に

委員長三万五千円を三万九千円に、議員三万四千円を三万八千円に改正(四十四年六月一日にさかのぼって実施)

議案第三号

遠賀町特別職の職員で常勤のもの
 の給与等に関する条例の一部改正
 町長十三万八千円を十四万九千七百円に、助役十二万七千七百円を十二万三千三百円に、収入役十萬五千六百円を十一万四千七百円に改正(四十四年六月一日にさかのぼって実施)

議案第四号
 遠賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
 教育長十萬五千六百円を十一万

四千七百円に改正(四十四年六月一日にさかのぼって実施)

議案第五号

遠賀町一般会計の給与に関する条例の一部改正
 一般職々員について人事院勧告に基いて四十四年六月一日にさかのぼって実施。給与費補正額四五〇万円(九・四パーセントアップ)

議案第六号

遠賀町税条例の一部改正
 長期及び短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税条例が租税特別措置法(国税)の改正に準じて変わりました。(四十四年六月号に記載)

議案第七号
 遠賀町土地開発基金条例制定
 公共用地等をあらかじめ取得することににより事業の円滑化をはかるため土地開発基金を設置する。
 基金の額は三千万円
 昭四十四年度積立金一七五〇万円

議案第一一号
 昭和四十四年度遠賀町水道事業特別会計補正予算
 補正額 八〇万円

議案第一〇号
 昭和四十四年度遠賀町国民健康保険事業特別会計補正予算
 補正額 〇円(予算組み換えのみ)

2月のこよみ

- 1日 成人病予防週間始まる(1週間)
- 3日 節分、豆まき、寒明け
- 4日 立春
- 6日 旧正月
- 7日 初午
- 8日 針供養
- 11日 建国記念日
- 15日 涅槃会、家庭の日
- 19日 雨水
- 28日 全国火災予防運動始まる(2週間)

町民の動き

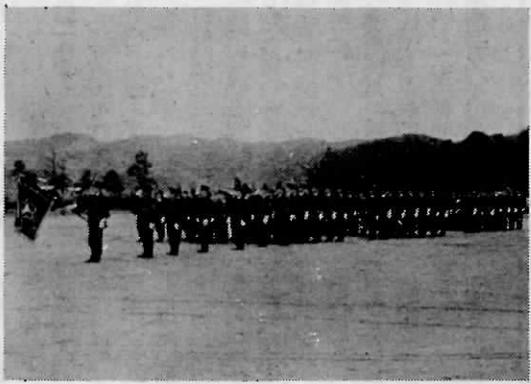
12月末	2,353世帯
男	4,524人
女	4,939人
計	9,463人
1月異動	+ 8世帯
男	0人
女	+ 8人
計	+ 8人
1月末	2,366世帯
男	4,524人
女	4,947人
計	9,471人

昭和四十五年消防出初式

盛大に挙行される

本町消防出初式は去る一月一日午前九時から浅木小学校々庭で団員全員の参加と町内外の来賓多数参加のもとに厳肅かつ盛大に挙行されました。

当日は全国的に寒波の襲来で寒さも一段ときびしく消防出初式に



ふさわしい天候の中で団員の規律整然とした分列行進、小隊訓練、ポンプ操法、放水訓練を披露し、来賓各位から数々の激励の祝辞があり午前二時三〇分に終了いたしました。

尙当日の表彰関係は次のとおり

- ◎消防庁長官表彰
 - 元第二分団分団長 丸井博暢
 - 副分団長 吉田 猛
 - 第一分団副分団長 樽床治三
 - 第三分団班長 岩崎昭幸
 - 第一分団団員 水上 近
- ◎福岡県知事表彰
 - 第三分団団員 加藤幸敏
 - 添田重広
- ◎福岡県消防協会長表彰
 - 第一分団団員 柴田一彦
 - 柴田智隆
- ◎日本消防協会会長表彰
 - 遠賀町消防団長 柴田一彦
- ◎福岡県消防協会長表彰
 - (優良団員として)
 - 第三分団班長 行徳利秋
 - 第二分団班長 二村幸光
 - 柴田 賢
 - 森田誠之助
 - 石松芳城
 - 石井邦彦
 - 林 正弘
- ◎遠賀町消防団長表彰
 - (永年勤続者)
 - 丸井博暢
 - (優良消防班)
 - 第二分団 島津班
 - 第三分団 虫生津班
- ◎遠賀町消防団長表彰(感謝状)
 - (消火協力者)
 - 遠賀町若松 小野智恵子
 - 姪添ヨシエ 姪添ヨシエ
 - 福本 昭代 福本 昭代
 - 姪添 澄子 姪添 澄子

火災がふえる季節

春の火災予防運動(二月二十八日～三月一日)

春の火災予防運動が月末から始まります。

これからの季節は、とくに火災がふえてきます。空気がかわき強い風が吹き火災発生の危険がいっぱいです。

火災発生原因の第一位は

「たばこ」です

たばこは火災発生原因の第一位です。外出前に一服したのを置き忘れて火事をおこしたり、くわえただばこでふとんを片づけているうち、落ちた火タネをそのままた

マッチなどは子どもの手の届かないところにしまっておき、持ち出されないように注意してください。へやのなかの燃えやすいものもきちんと片づけることです。

風の強い日にはたき火はやめましょう。市町村から、火災警報が発令されますと、屋外でのたき火は禁止になりますのでご注意ください。

風のない日でも、たき日をする場合は、必ず責任のもてる人がつ

きてい、消火用の水を用意することです。

たき火のあとには水をかけ、完全に火が消えたことを確かめましょう。

万一火事がおこったら
すぐに「一一九番」を

不幸にして火事がおこったときはすぐに「一一九番をまわし、火事の場所を消防団に知らせましょう。また万一の場合に備えて消火器をおいたり、消火用水をためたりしておくこともたいせつです。

しかし、電気、ガス製品を使っただあとの注意や、寝る前の火の点検など、日常生活の小さな注意が火災予防にはなによりも肝心なことだといえましょう。

県下一斉ネズミ駆除運動

二月一日から二月二十八日まで県下一斉にネズミ駆除運動が行なわれます。ネズミは食糧や農作物をあらすだけではなく赤痢や食中毒の媒介をする有害な動物です。このような人間の快適な生活を破壊するネズミは、案外みのがされていきます。本町ではこの運動の

ごどもを交通事故から守ろう

●交通事故による犠牲者はねんねんふえています。とくに、ごどもの交通事故は多く、いたましいものです。ごみのようなことを心がけましょう。

まず口でやかましくいうよりも実際に道路に出て、手をあげていっしょに横断歩道を渡ってみたり曲りかどでは左右を見て曲ったりしましょう。また信号機のある横断歩道でも、ふみきり警報器がなっているも事故があることを、くりかえし教えましょう。

寒冷期の交通事故に注意

これから寒さもちだんときびくなり、路面が凍りついたり雪が積もったりして、スリップによる交通事故が起こりやすくなっています。車を運転するときは、つぎのことを守って交通事故防止に努めましょう。

まず、路面が凍っている道路では、すべりやすく、ブレーキを踏んでもほとんどの車がスリップして、停止距離はふだんよりもグーンと伸びますから、停止するときは、エンジンブレーキでじゅうぶんに減速したあとでブレーキを踏むようにしましょう。

また走行中もスリップするおそれがあることを考えて、前の車との距離はふだんより長くとり、速度を落とすように心がけてください。

期間中に全世帯にネズミ駆除薬を無料配布し尚一層の成果を期すと共にネズミによる被害をあらためて認識し、地域ぐるみでネズミを一斉に追放しましょう。尚駆除薬は各区長さんを通じて全世帯に配布します。

小学生の場合は、忘れものをとりに家に帰る途中の事故が多いようです。忘れものがないように気をつけましょう。

ごどもの事故は、土曜日に多く多いといわれます。あそびに気をとられ、あしたは日曜日という気のゆるみか原因しているようです。土曜日の午後には注意しましょう。

学校への行き帰りは、できれば上級生をまじえて、グループで行動できるようにしましょう。

い。ほかの車が、じゅうぶんな車間距離をおいて運転しているとき割り込みをすると、車間距離を乱すばかりでなくスリップ接触などで思わぬ交通事故を起こす原因となりますから、割り込みは絶対しないように。

つぎに、凍った道路や雪が積もっている道路では、すべり止めのタイヤチェーンか、スノータイヤなどを必ず使用してください。チェーンやスノータイヤをとりつけていても、急ブレーキをかける横にすべったり、横転したりしますから、安心せずに、速度や車間距離についてはじゅうぶんに注意をばらうようにしてください。

(交通安全対策室)

広告看板の

国道敷地占用について

今般、建設省が管理している国道敷地内に広告看板を設ける場合の許可基準が定められました。

福岡国道工事務所では、この基準により国道に現在設置されている広告看板の点検を行ない基準に反するものは撤去、改造をお願いすることになりましたので御協力をお願いいたします。

今後国道敷地の地上、地下、上空を問わず広告看板その他の物件

あと二カ月

引揚者特別交付金請求期限

終戦後外地から引き揚げた人に交付される『引揚者特別交付金』の請求期限があと二カ月にせまりました。外地に昭和二十年八月十五日まで引き続き一年以上居住し、終戦で日本に引き揚げたかたは、本年三月三十一日まで請求なしと特別交付金を受ける資格がなくなります。

福岡県内で、この特別交付金を請求されたかたは昨年末まで二十五万七千七十一人おられますが、まだ三万五千人の人が請求されていない現状です。

一人平均五万三千円が支給されることになっており、福岡県内で約十九億円が宙に浮く計算になります。

県では、手続方法などご相談に応じられるよう左記のとおり巡回相談を行なうことにしています。この日においでになれない人は、市町村の窓口でもおしえておきますので請求書の提出をいそいでください。

請求のために必要な書類は、請求書、外地居住状況等申立書、昭和二十年八月十五日現在の本籍地の戸籍記載事項証明、請求者の現

を設けるときは建設省の許可を受けて下さい。無断で設置しますと撤去させられたり、罰則の適用を受けることとなります。なお、詳細は下記出張所にお問合せ下さい。

建設省八幡出張所
TEL(八幡)093)
333819
所在地
北九州市八幡区大字穴生

在の戸籍、住民票、印かん届出書などです。

引揚者特別交付金巡回相談日割表	期日	場所
二・二二	豊前市役所	
一三	椎田町役場	
一六	田川市役所	
一七	宮田町役場	
一八	志免町役場	
一八	久山町役場	
一九	宗像町役場	
二〇	遠賀町役場	
二四	門司区役所	
二五	小倉区役所	
二五	添田町役場	
二六	桂川町役場	
二六	戸畑区役所	
二七	若松区役所	
二・九(一・一四)	援護課住吉別室	

相談時間は、朝十時から夕方十五時までです。

(福岡県援護課)

今月の税金

固定資産税第四期分

納期限 二月二五日

納期限内に納めましょう

ふるって

町議会を傍聴しよう

今から三年前、昭和四二年四月

に行なわれた町長、町議会議員選挙で立派な公約のもとに立候補して当選された方が果してどのような活動を、どんな力を発揮しているか、三年前の選挙時を今一度ふりかえってみて下さい。

町民の皆さんが清き一票を投じた議員さんがどんな発言や行動をしているか、あなたたちの眼で、耳でしかと確かめてみませんか。私たちが住む遠賀町を真に思い、民主的、文化的に高めていく事が今後の大切な我々の使命であると考え

えます。
○傍聴しようとする人は議会事務局係員に住所氏名年令を申し出れば傍聴ができます。
○次回遠賀町議会第一回定例会は三月一〇日頃に招集され三月二五日頃閉会する予定です。その間に議案上程、質疑応答、休会、一般質問などがあります。その日程等については数日前に役場庶務課の方へ電話で結構ですからお問い合わせて下さい。

農業委員会委員選挙人名簿を

縦覧に供します

一月十五日現在で調製する遠賀町農業委員会委員選挙人名簿ができましたので、次のとおり縦覧に供します。

この名簿は、先般提出された申請書に基づいて作成したものです。記載もれや誤載がないか確かめてください。

記

一、縦覧期間

二月二十三日から三月八日まで

毎日午前八時三十分から午後五時まで

一、縦覧場所

遠賀町役場

幽霊出没はうそだった

本年一月中旬頃から遠賀町芦屋堤防島津、道管西鉄バス停留所の間で若い女性の幽霊出没事件で世間を無用に騒がせた噂は全く事実無根のものであります。

このうわさの根源は西鉄バス島津停留所でワマンカーバス運転士がお客の乗降を錯覚した舌を入

にもらした事から始まったもので幽霊の服装、年令などはうわさからうわさの作り話であったのです。

今後はこんな事実無根のうわさを世の中を騒がせないようにおたがいに謹しみましょう。

固定資産課税台帳縦覧

一、日時 三月一日～二十日(日曜日を

除く)

一、場所 遠賀町役場税務係

身体障害児を

完全就学させましょう

聾児、難聴児の保護者の方々は日夜この教育に御尽力されていることと思います。普通児の一〇〇パーセント就学に比し、身体障害児の就学率は八〇パーセント位でまだ家庭に放置されている子供が多数いることが文部省統計調査で明らかにされています。今後は一人でも身体障害児が社会からとり残されないように一〇〇パーセント就学に努力いたしましょう。

記

○直方市頓野一四七八ノ二 県立直方聾学校

電話

○九四九二二一〇九四九

〇入学 四月八日

〇問い合わせ先

町教育委員会、福祉事務所 直方聾学校

ろうあ者の職業訓練生募集

社会福祉法人福岡県ろうあ工芸会では、ろうあ者の職業訓練生をつぎのとおり募集しています。

一、入所資格

身体障害手帳をもつろうあ者

で、満十五歳以上のもの

二、入所手続き

十五歳から十七歳のは居

住地の児童相談所へ、十八歳以上

上のは居住地の福祉事務所

に申し込むこと

三、収容期間

原則として三力年以内ですが

必要と認めるときは期間延長し

(社会課)

巡回交通相談所開設のお知らせ

二月一七日(火)

午前九時～午後四時

直方市役所内第一会議室

二月二四日(火)

午前九時～午後四時

大牟田市役所会議室